

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS (太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) / 平和資料協同組合(準)  
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1  
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

毎月2回1日、  
15日に発行。  
1996年4月23日第三種郵便物認可

●編集責任者 梅林宏道  
●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

22 96/6/1

米「国防報告」に見る核戦略

¥100

## どの瞬間にも10隻の戦略核ミサイル原潜が海中で発射体制

3月27日、米国防省は新年度の「国防報告」を発表した。アメリカの国防政策のなかで核兵器の占める位置は、減りつつけていることは確かである。しかし、同時に、核兵器体系を維持しつつけようという確固たる政策はつづいている。説得力を失ったアメリカの核戦略の現状を整理する。

### ◆概観

国防費に占める戦略核兵器の予算の占める割合は1985年に約10%であったものが、1996年には約4%まで低下した。総じて、米国防政策の中で核兵器の比重は低下している。しかし、世界で最強の核兵器国としての地位に固執する考え方には、何の変化もみられない。

アメリカの核戦略の基本は、1994年9月に発表された「ニュークリア・ポストチャー・レビュー(NPR)」(核体制の見直し)によっており、国防報告もそれに依拠している。

米国の核兵器は、大量破壊兵器(WMD)を抑止し、報復する兵器と位置づけられている。

「5つの公然とした核兵器保有国のほかに、少なくとも20カ国がWMD(核、生物、または化学兵器)とその運搬手段を、かつて保有したことがあるか、これから保有しようと企てている。実際、アメリカの敵になる可能性が強い国の多くは、すでに化学兵器や生物兵器をもっており、いくつかの国は核兵器の保有しようと決意している。敵国の手にあるWMDはアメリカ国民の生命と利益を脅かすのみならず、世界の鍵をにぎる地域に米国の力を投影す

るアメリカの能力を脅かす。アメリカは、WMDを使おうと考えるような輩に対しては、そのようなことをすれば得るものよりも失うものの方が多くなるように、報復する能力を保持するであろう。」

このことは、いわゆる地域紛争にも、核兵器を使うことを意味しているが、それ

だけでは、以下に説明するような巨大な核戦力を維持したり、時間的にも空間的にも隙間のない発射体制を維持する必要はない。これを合理化する唯一の説明は、米国に匹敵する核戦力を保持するロシアが、敵対国家に逆戻りすることに備えるというものである。しかし、この論理もほとんど破綻しているというべき

### ◆CTBT速報 フランスをまねる中国 中国の核実験に厳しい国際世論が必要

5月13日に再開された包括的核実験禁止条約(CTBT)交渉は、重要な進展を見せた。まずロシアの「ゼロ・イールド」への参加が、5月13日の演説で公式にベルジュニコフ代表から表明された。4月のモスクワでの原子力安全サミットで明らかになった方針転換が、これで交渉の場でも現実のものになった。

もう一つの重要な進展は、非公式の間ながら、中国の態度変更の可能性が示唆されたことである。沙祖康・軍縮大使が5月13日、ジュネーブの記者団に「平和的核爆発への主張に柔軟性を示す用意がある」、そして「条約の6月末合意に協力する」ことを示唆したのである。

しかし、この方針変更は、中国が「あと数回の核実験をする」との意思表示と

セットになったものであった。中国は、フランスが6回の実験強行とセットにしてゼロ・イールド提案をしたのと同じように、平和的核爆発などへの譲歩を実験強行に対する世論をかかわすために利用している。厳しい国際世論が必要である。

### 「議長草案」出るか

これまでは1200個の括弧のある「転がし草案」が交渉の土台であった。6月末妥結をめざすためには、括弧をはずしたクリーンな「議長草案」の提出が必要な時期になった。いよいよ5月末か6月初めに「議長草案」が出そうだとレベッカ・ジョンソンが伝えてきた。(レベッカ・ジョンソンとサイモン・キャロル(グリーンピース)の報告からまとめた。) **M**

であろう。

以下に、核兵器の現状を説明する。核兵器には作戦配備されているものと、予備として貯蔵されているものと、解体待ちの状態での貯蔵されているものがあるが、作戦配備されているものの推定数を、表に掲げた。

### ◆戦略核兵器

大陸間弾道弾(ICBM)は、START IIが発効するまでは、ほぼ一定数を維持することになる。標的に照準を合わせた状態は解除されたが、発射体制は冷戦時代と変わらず維持されている。標的への照準はすばやく復活できる。

START Iによる削減対象はすでに退役して、サイロの破壊が進行している。95年の11月中旬までに99カ所のサイロが爆破された。1997年の秋までに50カ所が爆破される予定である。1カ所を、発射管制センターも含めて博物館として残す案がある。愚かな人類を記憶にとどめる意味になればよいと思う。

潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)は、START IIが実行されたときには、戦略核兵器の過半数を占める最重要兵器となる。しかし、現在はオハイオ級以外の原潜の退役完了(94年4月)にともなう現役弾頭の減少が続いている。

国防報告によると、戦略原潜はICBMと同じように、標的からはずした発射体制を維持している。平均して原潜の約1割が長期オーバーホールに入っているが、残りの3分の2が、海に出ている。つまり、平均10隻の原潜がたえず海中から発射体制をとっていることになる。そのため、戦略原潜の乗組員は、完全な2交代制で、倍の人数を確保している。

戦略爆撃機にのる核兵器の数は、基本的に現状維持がつづく。しかし、爆撃機の警戒体制は解除された。爆弾B53は退役して予備貯蔵される予定である。

### ◆戦術核兵器

米軍の戦術核兵器は、急速に削減されて現在では2種類になっている。空軍の核爆弾600発のうち520発は、ヨーロッパに配備されている。巡航ミサイル・トマホークは常時原潜に搭載されているわけではないが、攻撃型原潜の核能力は維持されて有事搭載の体制をとっている。

予備貯蔵の弾頭まで含めると、アメリカは1995年末で約17000発の核弾頭をもっている。(梅林宏道) **M**

## 作戦配備されている米国の核兵器(1995年末)

兵器の種類	数 (基、機、隻)	MIRV×弾頭名	爆発力 (キト)	核弾頭数 (発)
<b>大陸間弾道弾(ICBM)</b>				
ミニットマンIII Mk12	200基	3×W62	170	600
ミニットマンIII Mk12A	325基	3×W78	335	975
MX/ヒースキーパー	50基	10×W87	300	500
小計	575基			2075
<b>潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)</b>				
トライデントI C4	8隻×24	8×W76	100	1,536
トライデントII D5 Mk4	6隻×24	8×W76	100	1,152
トライデントII D5 Mk5	2隻×24	8×W88	475	384
小計	16隻×24			3,072
<b>爆撃機</b>				
B-1B ランサー	82機	B53-1	9,000	少数
B2 スピリット	8機	B61	10~500	750
B52H ストラトフォートレス	76機	B83/B83-1	low~1,200	650
		ALCM-W80-1	5~150	1,000
		ACM-W80-1	5~150	400
小計	166機			2,800
<b>戦略核合計</b>				約8,000
<b>戦術核兵器</b>				
空軍：F16、F15、F111搭載核爆弾		B61	10~175	600
海軍：攻撃型原潜搭載トマホーク		W80-0	5~150	350
<b>戦術核合計</b>				950
<b>総計</b>				8,950

戦略核兵器には、上記の作戦配備のもの他にほぼ同数の予備貯蔵されているものがあり、さらに解体を待って貯蔵されているものがある。

(S. ノリス、W. アーキンらのデータからまとめた。)

## オーストラリア新政権、キャンベラ委員会に現実主義を要請

キャンベラ委員会を設立したオーストラリアのキーティング首相率いる労働党が、3月に行われた総選挙で敗れ、自由党・国民連合による新政権が誕生した。そのため、新政権のキャンベラ委員会への方針が注目されていたが、このほどアレクサンダー・ドナー・新オーストラリア外務大臣が、はじめてキャンベラ委員会についての新政権のコメントを発表した。

大臣は、3月、委員会に対し書簡を送付。4月22日(第2回会合の開催日)にもメッセージを送った。それらの中で大臣は、新政権が委員会に対して変わらぬ支援を行うこと、与党の核不拡散、軍縮、軍備管理問題への取りくみは変わらないなど、新政権の委員会への前向きな態度を明らかにする一方、委員会に対し

現実路線を歩むよう要請している。

大臣は、広いグローバル・コミュニティの中で支持を得るため、委員会報告は論理的で達成可能でなければならないと強調。さらに、「政府は、委員会が、その理想主義の本能を現実主義と調和させなければならないだろうと信じる。はっきりしない場合は、委員会は現実主義の側でまちがった方がよい」と言明している。

コメントには、委員会は核廃絶を目指す、そこまで至らなくとも得るものは大きいというニュアンスも含まれている。「核兵器廃絶へ向けた報告書の作成」という委員会の目標は変えられないものの、オーストラリア新政権のキャンベラ委員会への姿勢は、腰がひけたものであるという印象をぬぐえない。 **M**

来る7月23、24日、インドネシアのジャカルタにおいて第3回ASEAN地域フォーラムが開催される。PCDSは、同フォーラムを重視し、第1回会議からモニターし意見表明してきた。PCDSが第3回会議に先だってARFについてまとめた文書を出したので全訳した。

PCDSブリーフィング・ペーパー (1996年4月)

## 2度目のASEAN地域フォーラム (ブルネイ、1995年8月) を総括する

### はじめに

1995年8月1日、第2回ASEAN地域フォーラム(ARF)がブルネイで開催された。第1回ARF(バンコク、1994年)は、地域の各国が安全問題について協議するはじめてのものであった。ARFの開始は、アジア太平洋地域におけるポスト冷戦時代の特筆すべき発展の一つと考え

られる。

ARFのプロセスの将来的重要性を認識し、PCDSは、安全保障対話の進展に立ち会った。PCDSは、ARFが、安全保障問題に関して、政府の見解としばしば異なる草の根の視点を反映しているかどうかについてモニターしている。1994年、PCDSはこの役割を開始し、「バンコク・ピース・セミナー:アジア太平洋の安全保障への民衆の提言」を第1回ARFと同時に開催した。これは、地域安保に対する政府の努力を補完し、かつそれに

挑戦するものであった。

18か国から80人が参加したバンコク・ピース・セミナーは、第1回ARFは、一歩前進ではあったが、「時代の要求に応えていない、極めて限界のある用心深い動きであった」ということに合意した。このブリーフィング・ペーパーの目的は、第2回ARFについての報告、その進展についての評価、今年後半にインドネシアで開かれる第3回ARFへの準備のための基礎情報を提供することである。

### 第2回ARFの概括的評価

役人、学者、メディア・コメンテーターは、第2回ARFの成果について満足していた。会議の前、ある安全問題関連の出版物はこう示唆していた。「昨年のARFが、大臣たちが地域の安全保障問題について話し合うという興奮、たとえそれが不信であったとしても、そういった興奮状態を背景として開催されたとすれば、今年への予測は、会議が内容的にもっと充実するだろう、というものである。」(CANCAPS プレティン、95年5月号)

この予測は、実質的なレベル(取りあげられた諸問題)においても、また手つづきのレベル(合意された作業計画)においても、的中して、一見前進が見られたように思われる。

しかしながら、草の根運動の視点からは、「第2回ARF議長声明」は、第1回ARFの主な失敗をそのまま永続化させている。それは、いづれの地域安全保障体制

にとっても中心的課題である「軍縮」、「兵器削減」、「民主主義」、「人権」について1つの言及も含まれていない。PCDSの第1回ARFについての検討と同様、このレポートは、ARFを、1) その参加者の包括性(国家と市民社会の両方を含むこと) 2) その「安全保障」への理解、3) 特定の地域安全保障問題への取り組みの努力、という視点からARFを検討する。

### 国家の参加

#### 現在のARFの参加国

第2回ARFは、ASEAN7か国(タイ、フィリピン、ブルネイ、シンガポール、マレーシア、インドネシアと最新メンバーのベトナム)とASEANの対話国7か国(オーストラリア、カナダ、韓国、ニュージーランド、日本、米国、EU)、協議国2か国(中国とロシア)とオブザーバー国3か国(ラオス、パプアニューギニア、カンボジア)を含んでいた。第1回ARFでは、カンボジアは、「ASEA

「第2回ARF議長声明」は、第1回ARFの主な失敗をそのまま永続化させている。それは、いづれの地域安全保障体制にとっても中心的課題である「軍縮」、「兵器削減」、「民主主義」、「人権」について1つの言及も含まれていない。

Nのゲスト]であったが、1995年のカンボジアの正式加盟により第2回会議では、ARFの参加国は18か国から19か国に増加した。

#### 将来のARF参加国

さらに10か国がARFに参加を申し込んでいると報告されている。それらは、北朝鮮、モンゴル、インド、パキスタン、カザフスタン、キルギスタン、そしてフランスとイギリス(これらの根拠は、国連安全保障理事会の常任理事国であり、アジアにおける

「元」植民地宗主国だということである)である。ビルマは、第2回ARFに先だって開かれたASEAN会議においてオブザーバーとして招待された。タイ外務省によると、ビルマ、ラオス、カンボジアを加えて、今世紀の終わりまでにはASEANは7カ国から8カ国に拡大すると予想されている。当面のARFの参加国について、オーストラリア外務省は、「ARFが初期段階にあるため、拡大を検討する前に、現在の参加国を固めなければならない」というコンセンサスがあり、「大臣たちは第2回会議においてカンボジアの加盟承認の後、さらなる参加への申し込みの検討を、参加国の基準についてのインドネシアによる研究が完成するまで延期することについて合意した」と報告した。

包括性という原則は、PCDSが主催したバンコク・ピース・セミナーによって支持された。アジア・太平洋のすべての国、民衆の中から代表が含まれなければならないということが合意された。PCDSはこの方針を保持し、第2回ARFの前に、各国の外務大臣に対して、正式招待を南太平洋フォーラム(SPF)の事務局長にまで拡大することを勧めるために書簡を送った。彼が南太平洋地域の緊急の地域安全保障問題、フランスの太平洋における核実験再開についての見解を発表することが期待されたのである。【SPFは第2回会議に招待されなかったが、オーストラリア外務省からの情報によると、第3回ARF開催国であるインドネシアによってなされている参加国に関する研究のなかで、この問題は取り上げられるはずだという。】

**SLORC(ビルマの国家法秩序回復評議会)は、「政治的正当性と近隣諸国との経済的つながりの改善を、ビルマのASEAN加盟によって得ようとしている。**

ほとんどの草の根団体は、包括性と多国間主義の原則を主張しているけれども、これらの原則は、正当性と人権の記録に深刻な問題点がある政府に適用される際には条件つきでなくてはならないと提案している。差し迫ったビルマの国

家法秩序回復評議会(SLORC)のASEANとARFへの参加が懸念されている。その参加は、SLORCによって、その弾圧的統治の報酬であると説明されるかもしれないのだ。SLORCは、「政治的正当性と近隣諸国との経済的つながりの改善を、ビルマのASEAN加盟によって得ようとしている。近隣のASEAN各国からの支援は、西側諸国がビルマ国内の改革に影響を与えようとする試みを、SLORCがほとんど無視することを可能にしている。ビルマのASEANへの加盟は、SLORCの政権掌握を強化するであろう。」(ビルマ・デイバート、95年6・7月号)。アジア、そしてそのほかの地域の多くの草の根団体は、SLORCがASEAN、ARFそしてそのほかのいかなる国際機関でも、ビルマを代表する正当性をもっていないと、断固として主張している。

## 市民社会の参加

ARFの「議長声明」のなかで、第2回ARFは、ARFの過程におけるトラック1(政府)とトラック2両者の役割を認めた。トラック2は、議長声明の中で戦略研究所とそれに関係するNGOによって行われる活動、と定義されている。しかしながら、ARFがスポンサーとなっているそのようなトラック2への参加者リストを検討してみると、「関係するNGO」には草の根の関心を代表するグループは含まれていないことが明かになる。何人かの論者が言及しているように、トラック2のアプローチは、しばしば政府に密接に結びつけられ、進歩的な政策の発展を妨げている感がある。PCDSは、ほかのところで、トラック2過程が、現在の、あるいは将来の政府によって容易に実行されることができないであろう政策のオルターナティブに取り組むことは困難であろうと指摘してきた。草の根の参加(「トラック3」)は、なんらかの特定の行政からいっそう独立しており、また、より容易に国境を越えることができ、市民社会と文化的経験を共有し、民衆地域社会レベルでの信頼醸成に貢献し、制度化された組織とは異なるそれ自体の技術的専門を発展させることが可能である。バンコク・ピース・セミナーで認識された、安全保障は政府間のみまかされてはならず、民衆同士の関係とすべてのセクターへの外交の拡

大が含まれなければならないという原則は、ブルネイでの第2回ARFでは明かにならなかった。

## 安全保障への理解

バンコク・ピース・セミナーはまた、安全保障についての公式概念は、再定義されねばならず、人権、人間の尊厳、民主主義、軍縮、非植民地化、そして環境、文化、経済に関する諸問題などの要素を含む「人間の安全保障」を反映するように広げられねばならないということに合意した。そのような定義は、第1回ARFにおいては明らかではなかった。「包括的安全保障の研究」への言及はなされたが、それは人権やそのほかの人間の安全保障の要素のほとんどについて触れていない。実際、この地域における不安定要因の一つは、自己決定と自治権を求める民衆の闘いとかかわる人権侵害である。東チモール、ビルマそしてそのほかの国々、特に治安法のある国の人々にとって人権保護は安全保障へのなくてはならない前提条件である。

第2回ARFの「安全保障」への言及は、少なくとも文書の上においては、第1回ARFにおけるものより包括的に見える、と認めることができる。「議長声明」は「目標と期待」の節において、「ARFは、包括的安全保障の概念は軍事面のみではなく、政治的、経済的、社会的そのほかの問題を含むということを理解している」と述べている。それにもかかわらず、オーストラリア外務省からの情報によると、多くのARF参加国は、それぞれの参加国の国内の紛争は議論の対象としてふさわしくないと考えている、という。ARFにおいて人間の安全保障が指針になり、対立的概念である「軍事的安全保障」が放棄されるのは、しばらく先のことになるように思われる。

## 具体的な安全保障問題

第1回ARF会議にくらべ、第2回会議では、より具体的な作業計画を立てるという点で前進があった。しかし、困難な点があった。ARFに先だち5月に行われ

た政府高官会議においては、ARFの基本的な役割と活動についての意見の不一致があった。ARFを「具体的な安全保障機構へと強化させたいと望む西側諸国と、急速な動きによって中国に反感を抱かせることを恐れるASEANの外交官たち」(ファー・イースタン・エコノミック・レビュー95年8月3日号)のあいだに緊張が高まった。ARFが紛争を解決するフォーラムになることを提案したARFの「コンセプト・ペーパー」案に対して中国は異議を唱えた。中国は、そのような役割は、ARFを「制度化」し、「小さな国連」にしてしまうと感じている。中国はまた、「予防外交制度(メカニズム)」という言葉とその「制度」という言葉が法律主義的すぎるとして懸念している。中国を参与させるため、「制度」や「処置」という言葉は削除され、「紛争解決」は、あいまいな「紛争にアプローチする努力」という言葉に取って代わられた。

【この用語への懸念はARF最初の年の中心的な課題であった。カナダの外務省の役人は、1994年11月の信頼醸成に関して行われたARFの第一回中間会議(例年のARFのあいだに行われる)では、「用語の問題がおそらく主な課題であった」と述べている。「ASEAN地域フォーラムをARFではなく、(一字一字読み上げて)A-R-Fとよぶのがセミナーにおける基本的なルールだった。」(CANCAPS プレティン 1995年1月)】

## 「さらなる核実験を予定している国々に対して、その他のすべてのARFの参加国は実験の即時停止を求める」

第2回ARFの「議長声明」は、3段階の進化的過程をへてARFが発展することを求めた。その3段階とは、1) 信頼醸成の推進、2) 予防外交の発展、3) 紛争にアプローチする努力、である。第2回ARFは、これらの3段階をどれくらいの期間をかけてたどるかということについては提示していない。あるASEANの役人は、「挑戦は、速すぎて人々が恐れて抜けてしまってはならないし、遅すぎて我慢できずに抜けてしまってもならない」と述べている。

用心深い動きではあるが、第1回ARFとは異なり、第2回ARFは特定の地域安全保障問題について言及した。オーストラリア外務省によると、「対立的なものではないとはいえ、地域安全問題についての議論は、除外される問題もなく、詳述され、率直に行われた。このことは、このような問題についての意見の増大または交換が第1回ARFに比較して強化され深化したことの現れである。例えば、1994年、中国は南シナ海の領土をめぐる争いについて議論することに抵抗した。議論によって争いが「国際化」してしまうことを恐れたからである。第2回ARFにおいて中国は、同問題が議論されることを黙認した。ARF「議長声明」は、領有権主張者に対して平和的解決を目指すよう、また、1992年のASEAN「南シナ海に関する宣言」を守るよう求めた。この問題が含まれたことは、ARFがそのような地域の争いが議論される正当なフォーラムとして黙認されたことを示しているだろう。

そのほかの重要な地域安全保障問題として「声明」は、「さらなる核実験を予定している国々に対して、その他のすべてのARFの参加国は実験の即時停止を求める」と述べている。第2回ARFで、これに対して異議をとねたのは、EUだけであった。EU代表は、フランスへの忠誠を示して、核実験の中止を求める議長声明に同意しない文書を配った。

そのほかにも、年1度の短い防衛報告文書の自主的提出や、ARF参加国同士の安全保障認識の交換を求めるなどのささやかな個別方針が確認された。第2回ARFは、第1回ARFと同様、すべての参加国に国連兵器登録に参加するよう求めた。トラック・ワン作業計画は、平和維持、捜索と救出、そして信頼醸成という3つの課題について、3回の中間会議を開くよう求めている。

何人かの論者は、ARFは、「言いっぱなしの場」のままだと言っている。例えば、ウオルデン・ペロー氏は、「ASEAN設計者の立場からみると、ARFは、特定の安全保障問題について議論することができ、いくつかの問題については合意を得ることができ、他のことでは合意できないことに合意するようなフォーラムである。ASEANの各政府は、ARFを、明確な裁決や合意が打ち出され、危機解決の

ための制裁が決定され、争いの平和的解決をもたらす、そして、地域を相当な軍備縮小の方向に導くような多国間の制度とは見なしていない。

## ASEANの各政府は、ARFを、明確な裁決や合意が打ち出され、危機解決のための制裁が決定され、争いの平和的解決をもたらす、そして、地域を相当な軍備縮小の方向に導くような多国間の制度とは見なしていない。

実際、いくつかのASEANの国には、そのような方向にARFをもっていくことに関心はない。なぜなら、危険さわる兵器取得計画やインドネシアの違法で抑圧的な東チモールへの占領のような、それら政府の不安定をもたらす政策のために、その政府自身が裁決や制裁的になる可能性が高いからである。

要するに、ASEANは、多国間主義を宣伝しているけれども、力の均衡を行っているのである(1996年2月27-29日にバンコクで行われた第1回アジア・ヨーロッパN GO会議における講演より)と述べている。

1995年に、ARFの骨組みに、いくらかの「肉」がのせられたということもできるかもしれない。安全保障の範囲は、より具体的な問題を含むことによって拡大した。にもかかわらず、重要な要素である人権、民主主義、非植民地化、兵器の削減、軍縮については触れられていないままである。おそらく、ARFの大臣たちが「アジア太平洋地域の安定のレベルに満足している」と表明したことは、実態をひじょうによく物語っている。そのような満足は、人権侵害、外国軍隊による占領、人間の必要性を満たすことを不可能にしている軍備強化、そして核実験に耐えているアジア太平洋地域の人々にはとても同意できるものではない。1996年には、第3回会議がインドネシアで開催されるので、人間の安全保障の要素としての人権問題が必ずや注目を集めるであろう。(訳:照屋みどり、梅林宏道) M

# 「核廃絶2000ネットワーク」の動き活発に

昨年11月に発足した「核廃絶2000ネットワーク」の動きが活発になっている。3月3日から4日までは、エディンバラ(スコットランド)で第2回会議が開かれ、3月23日にはニューヨークで、同ネットワークの「核兵器禁止条約起草グループ」がかかわる核兵器禁止・廃止条約案づくりのための会議が開かれた。

第2回会議で話し合われた内容は以下の通り。

- カリフォルニアにスタッフと暫定的運営グループをもつネットワーク事務所を開く。運営グループは、ボランティアで構成され、基金募集とオフィスの運営に当たる。グループは、また、各国の「核廃絶2000」の促進、これからのネットワーク会議の準備にも当たる予定。

## 日誌

1996. 5. 6~5. 20

(作成: 笠本丘生)

GP=グリーンピース/NZ=ニュージーランド/ASEAN=東南アジア諸国連合/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/MOX=ウラン・プルトニウム混合酸化物/OECD=経済協力開発機構

- 5月7日 中政府、5月後半にも地下核実験実施の方針固める。今度実施されれば、通算44回目。読売新聞報道。
- 5月7日 口連邦保安局、核閉鎖都市のあるシベリアのクラスノヤルスクで、兵器に転用可能な核物質を合成、うち1kg以上を海外に密輸していた研究員1人の逮捕を発表。
- 5月8日 独北部ゴアレーベンにある核廃棄物一時貯蔵所への核廃棄物輸送に反対する市民団体が警察と衝突、双方で22人負傷。
- 5月10日 中の対パキスタン核兵器関連部品輸出問題、米國務省、対中経済制裁なしと発表。指導層、輸出事実知らなかったなどが理由。
- 5月10日 中外務省、同国は核拡散につながる協力をしないと表明。対パキスタン核開発関連技術輸出の事実関係には触れず。
- 5月12日 仏領ポリネシアの領土議会選挙で、人民連合を中心とする仏協調派が過半数の1増の22議席獲得。反核運動をリードし、即時独立主張した人民奉仕党は3増の10議席。
- 5月13日 CTBT策定交渉に当たるジュネーブ軍縮会議(CD)1996年第2会期開幕。6月28日まで。CD参加の沙・中国軍縮大使、平和的核爆発除外の主張について「柔軟性示す用意あり」と記者団に発言。(本誌参照)
- 5月13日 米エネルギー省、日欧など41ヶ国に研究炉用として供給した高濃縮ウランの使用済み燃料約20tを全量引き取ると発表。核兵器への

転用未然防止のため。日本分は約3t。

- 5月13日 仏政府、97年から2002年までの国防計画法案を閣議決定。シラク大統領が2月発表した、地上核全廃と志願兵制導入を柱とする国軍精鋭化方針を具体化。
- 5月13日 GP、予想される中国の核実験に抗議のため、監視船「MVグリーンピース」の上海沖派遣を発表。6月上旬に3~4日間。
- 5月13日 広島、長崎の平岡、伊藤両市長、CTBT交渉中の核保有国、核保有疑惑国などのCD軍縮大使に核廃絶を直接要請することを決定。20、21の両日、両市長連名の要請文をジュネーブで手渡す。
- 5月14日 中外務省、CD中国軍縮大使の「柔軟性」発言に関連し、「交渉の早期妥結と1日も早い発効を望む」と協力を強調。
- 5月14日 中国・江蘇省連雲港市からの友好都市締結の呼び掛けを佐賀市が断る。「昨夏の核実験で、市民の合意が得られない」が理由。
- 5月15日 インド人民党バジパイ氏、新首相に就任。核政策について「世界的な核廃絶を求める」としながら「核保有国の蓄積進むなら、インドもあらゆる手だて」と発言。
- 5月15日付 音楽通じて世界的な反核・平和に貢献したとして、ローマ在住のテノール歌手・延安昭一氏、伊社会活動連合会から表彰。
- 5月16日 来日中のスリランカ・クマラトunga大統領、インド人民党の核政策について「非常に心配」と懸念を表明。
- 5月16日 中核実験強行の動きに対し被爆者ら約40人、広島市平和記念公園の原爆死没者慰霊碑前で抗議の座り込み。
- 5月17日 新党さきがけ武村代表ら、中国核実験準備の報道を受け、実験中止を在日中大使館に要請。武・臨時大使、「情報はない」と応対。
- 5月18日 国連軍縮広島会議(国連軍縮センターなど主催)、7月17日~20日に開催することが明らかに。
- 5月19日 中国が「CTBT署名後は核実験実施せず」との見方をCD参加国に示唆。署名後も発

- 南の活動家ともしっかりと直接的に話し合う必要性から、今回の会議は1996年中に太平洋地域で開く。
- ワーキンググループ(本誌14号参照)の個別の会議もエディンバラで開かれた。

核兵器の禁止と廃絶に関する条約案づくりのための会議は、弁護士、科学者、外交官、軍縮専門家の国際グループによって開かれた。

グループによって出された案は、国際法による慣習的な核兵器による威嚇と使用の禁止を主張し、成文化する。そして、核兵器の開発、製造、取得、移転、備蓄および実験とその使用の準備を禁じ、協定を検証するための機関をつくるか、「化学兵器禁止条約検証機構」のような既存の機関に関連づけている。条約はすべての国家に開かれ、発効すれば核不拡散条約にとって変わるという。この条約案づくりは、段階的軍縮手段を補足するものである。M

効までは実験継続との立場を修正か。

- 5月20日 新ユーゴで「原爆写真展・広島の日記」の巡回写真展。広島出身の写真家・佐々木雄一郎氏の作品71点。7都市で今年末まで。
- 5月20日 米政府高官、中国は今後数回の核実験を行なったのち、年内にはゼロ・イールドのCTBTに応じるとの見通しを述べる。

### じっとしていられない人への掲示板 「ストップ核実験！」 市民活動FAX情報ネット

最新の行動情報・呼びかけが自宅や会社のFAXで24時間取り出せます。情報は無料。通常の電話料金のみ負担。

- ①FAXの受話器をあげる。
  - ②市民活動FAX情報ネット(03-3813-8180)にダイヤル。
  - ③音声案内にしたがって、200#を押す。
  - ④送信メッセージの後、ビーという音がしたら、FAXのスタートボタンを押す。
- この件についての問い合わせは  
電話: 03-3813-6490  
FAX: 03-5684-5870 担当: 吉永

### 読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さい。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-(6ヶ月¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

志沢勝彦(平和資料協同組合)、照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(PCDS)、鈴木かずえ(グリーンピース・ジャパン)、中田真里子(平和資料協同組合)、梅林宏道